

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求

平成31年3月28日、審査請求人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「H29～H30年〇〇 海岸保全 〇〇地区の実施設計業務成果書全部 農林水産部〇〇」の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

平成31年4月11日、実施機関は、本件請求に対して、「H30〇〇 海岸保全 〇〇 実施設計業務 成果報告書」（以下「本件書類」という。）と特定し、本件書類のうち、当該業務に関わった関係者の氏名、部署、資格及びメールアドレスが条例第8条第1号に、成果報告を取りまとめる過程に関する部分が条例第8条第2号に、及び成果報告に関する部分が条例第8条第3号に該当するとして、これらの情報及び部分を除いた部分を公開する公文書部分公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

平成31年4月24日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

4 諮問

令和4年2月25日（同月28日受付）、実施機関は、徳島県情報公開審査会（現徳島県情報公開・個人情報保護審査会。以下「当審査会」という。）に対して、本件審査請求につき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

審査請求書には「県の身勝手な枉法行為を確認した。」と記載されている。

2 審査請求の理由

審査請求書には「毎度々、申請人を馬鹿にした公開決定をしているが、3枚のみの開示であり、全部出せ。」と記載されている。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書及び実施機関の口頭理由説明によると、本件処分の理由は、おおむね次のとおりである。

1 公文書の特定について

実施機関は、本件請求に係る対象公文書を審査請求人が公開を求めた公文書の件名どおりの本件書類と特定した。

2 業務に関わった担当者の氏名、部署、資格及びメールアドレスについて

本件書類に記載されている請負者の担当者氏名、部署、資格、メールアドレスは、特定の個人が識別できる情報であることが明らかであり、個人の権利利益を保護する観点から条例第8条第1号の規定により非公開とした。

3 成果報告を取りまとめる過程に関する部分について

本件書類は〇〇海岸の堤防未整備区間の詳細設計に係る成果報告書であり、成果を取りまとめる過程に関する部分とは、海岸堤防の配置計画、既設構造物との取付や堤防の基礎工の検討といった設計の内容・過程である。

当該設計の内容・過程のうち、計算書は請負者が持つ独自のノウハウで作成されたものであることは明らかであるが、成果報告書の冒頭部分以外の目次以降のうち上記2を除く部分の全てについても、設計業者のノウハウが含まれていることは否定できない。そのようなノウハウを含む情報が競争相手に対して公開されることで、法人である請負者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと判断し、条例第8条第2号の規定により非公開とした。

4 成果報告に関する部分について

成果報告に関する部分とは、工事発注に必要な図面や施工計画といった設計案（計画案）であり、具体的には成果報告書のうち図面がこれにあたる。

本件請求の時点では、設計業務で作成された設計案である図面に基づき、計画の確定に向け、隣接地である〇〇や河川の管理者等の関係者と協議を行っている最中であった。

このような状況では、関係者との協議が整う前に図面を一般に公にすることによって、誤解や混乱等を招き、外部からの干渉、圧力等により、率直な意見の交換や意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため、条例第8条第3号の規定により非公開とした。

5 審査請求人の主張について

審査請求人は審査請求の理由として「県は、毎度々、申請人を馬鹿にした公開決定をしているが、3枚のみの開示であり、全部出せ。」と主張しているが、実施機関は

今回の決定において非公開情報を除き全て公開している。

第5 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年月日	内 容
令和4年2月25日	諮問
令和6年9月24日 第1部会（第15回）	審議
同年 10月29日 第1部会（第16回）	実施機関からの口頭理由説明、審議
同年 11月25日 第1部会（第17回）	審議

第6 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 公文書の特定について

実施機関は、本件請求に係る公文書を、本件書類と特定して本件処分を行っている。

これに対し、審査請求人は審査請求書において、非公開部分の公開を求めているため、実施機関の公文書の特定については争いがなく、当審査会としても実施機関が行った公文書の特定は妥当なものと判断する。

2 条例の規定について

条例は、県政の諸活動を県民に説明する県の責務が全うされるよう、公文書の公開を請求する権利を規定し、その解釈・運用に当たっては、公文書の公開を請求する権利を十分に尊重しなければならないとしている（第3条）。もっとも、この公文書公開請求権は絶対無制限なものではなく、公開すれば個人、法人等の権利利益を侵害したり、公共の利益を損なったりする場合など、公開しないことに合理的な理由のある情報を例外的に非公開情報として条例第8条各号に定めている。したがって、審査に当たっては、原則公開の理念に照らし、公文書に記録されている情報が非公開情報に該当するかどうかを、条例第8条各号の文理及び趣旨に従って判断するとともに、本件事案の内容に即し、個別具体的に判断する必要がある。

本件事案で問題となる条例第8条第1号、第2号及び第3号の該当性については、それぞれ以下の解釈により判断することとする。

(1) 条例第8条第1号について

条例第8条第1号は、「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報

と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお、個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」を非公開情報とし、個人の権利利益を保護する観点から、個人に関する情報を非公開とする旨を規定している。

ア 特定の個人を識別することができる情報（イを除く。）

個人の氏名、生年月日及び住所等の、それだけで特定の個人を識別することができる情報をいう。

イ 他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができる情報

ア以外の記述等であっても、単独では必ずしも特定の個人が識別されとはいえないが、他の情報と照合することができ、それにより特定の個人が識別され得ることとなる場合には、当該記述等は特定の個人を識別することができる情報に該当する。

(2) 条例第8条第2号について

条例第8条第2号は、「法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び公社を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」を非公開とすることができる旨を規定している。

ここにいう「権利」とは、財産権など法的保護に値する権利一切をいい、「競争上の地位」とは、法人等又は事業を営む個人の公正な競争関係における地位をいう。また、「その他正当な利益」には、社会的信用等のほか、事業運営上のノウハウや内部管理に属する事項など、その取扱いについて社会通念上当該法人等の自由が尊重されるものを広く含むものである。

(3) 条例第8条第3号について

条例第8条第3号は、「県の機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体の機関、地方独立行政法人及び公社の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」を非公開情報とし、県をはじめとする行政機関等の内部又は相互間における審議、検討又は協議が円滑に行われ、適正な意思決定がなされるようにする観点から、公にすることによってこれを阻害するおそれのある情報を非公開とする旨を規定している。

ここにいう「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」とは、公にすることにより、外部からの圧力や干渉等の影響を受けるなどにより、率直な意見の交換や意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合を想定したもので、適正な意思決定手続の確保を保護法益とするものである。

3 実施機関が非公開とした部分の条例第8条第1号、第2号及び第3号の該当性について

本件書類のうち実施機関が非公開とした部分について、条例第8条第1号、第2号及び第3号の該当性を以下検討する。

(1) 業務に関わった担当者の氏名、部署、資格及びメールアドレスについて

業務請負者の担当者の氏名、部署、資格及びメールアドレスは、それだけで、又は他の情報と照合することにより特定の個人を識別できる情報であり、条例第8条第1号の非公開情報に該当するものと認められる。

(2) 成果報告に関する部分について

成果報告に関する部分とは、工事発注に必要な図面や施工計画といった設計案（計画案）であり、具体的には成果報告書のうち図面がこれにあたる。

本件請求の時点では、計画の確定に向け、隣接地である〇〇や河川の管理者等の関係者と協議を行っていたとのことであるが、設計案は、海岸堤防として必要な性能を確保しつつ、施工性や経済性を考慮して決定されたものであり、隣接地との関係は必ずしも十分には考慮されていないものである。

とすれば、協議が整う前に、設計案である図面を一般に公にすることによって、誤解や混乱等を招き、外部からの干渉、圧力等により、率直な意見の交換や意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとの実施機関の説明は十分に首肯でき、条例第8条第3号の非公開情報に該当するものと認められる。

(3) 成果報告を取りまとめる過程に関する部分について

本件実施設計業務における成果を取りまとめる過程に関する部分とは、成果を取りまとめる過程に関する部分とは、海岸堤防の配置計画、既設構造物との取付や堤防の基礎工の検討といった、(2)の成果報告に至るまでの全ての過程である。

当審査会において成果報告を取りまとめる過程に関する部分を確認したところ、請負者が収集した様々なデータ等を用いて複雑な計算が行われており、計算書は請負者が持つ独自のノウハウで作成されたものであることが認められる。また、計算書の前の段階においても、どのようなデータを収集し、どのようなモデルで分析するかといった、目次から計算書に至る全ての段階について、設計業者のノウハウが含まれていることは否定できない。このようなノウハウを含む情報が競争相手に対して公開された場合、法人である請負者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとの実施機関の説明は十分に首肯でき、条例第8条第2号の非公開情報に該当するものと認められる。

4 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

徳島県情報公開・個人情報保護審査会第1部会委員名簿

(50音順)

氏 名	職 業 等	備 考
泉 純	行政書士	
生長 拓也	弁護士	
大森 千夏	弁護士	部会長
鎌谷 郁代	税理士	